

# 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく指定実施機関に関する省令の一部を改正する省令（令和7年農林水産省・経済産業省・環境省令第4号）の概要

令和7年12月

## 1. 背景・趣旨

- 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第9章第3節において、主務大臣の二国間クレジット制度（JCM）に関する国際協力排出量の記録等の手続等を行わせることができる指定実施機関に関する規定が置かれており、これに基づき地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく指定実施機関に関する省令（令和7年農林水産省・経済産業省・環境省令第2号。以下「省令」という。）が定められている。
- 法第57条の4第1項に基づき、指定実施機関が指定されており、当該指定実施機関は、それが行う国際協力排出削減量関係事務の一部を主務大臣の承認を受けて他の者に委託（以下「再委託」という。）することができる（法第57条の4第4項）。
- 今般、事務負担軽減の観点から、再委託の承認申請に必要な書類を見直すこととする。なお、本省令案による改正後に提出させる書類に基づき、事務の一部委託の承認基準（省令第4条）への適合を判断できるものと考えるが、何らかの情報が不足する場合には、指定実施機関が再委託の承認申請にあたり提出する理由書（省令第3条第2項第1号）における記載や「その他参考となるべき事項を記載した書類」（省令第3条第2項第11号）として提出される書類に基づき、不足する情報を補うことができる。
- 加えて、再委託の承認申請に必要な書類のうち「登記事項証明書」は外国法人が再委託の受託者となる場合には提出が困難であるため、外国法人である場合には「これに類するもの」の提出で足るものとする。

## 2. 改正内容

### （1）再委任の承認申請に必要な書類の改正（省令第3条関係）

- 再委任の承認申請に必要な書類から、次に掲げる書類を削除する。
  - 受託者が法人である場合には、受託者の役員の氏名及び略歴を記載した書類
  - 委託しようとする事務を行う者の氏名及び略歴を記載した書類
- 再委任の承認に必要な書類のうち、「登記事項証明書」については「これに類するもの」の提出にて代替できるよう改正する。

## （2）改正法の施行に伴う所要の改正

- 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第56号。以下「改正法」という。）により条ずれが生じることから、これに対応するために、省令で引用する法の条文番号の改正を行う。

### 3. 施行期日

- 改正法第2条の施行の日（令和8年1月1日）から施行する。